

税務課からのお知らせ

申告書などの提出は 1月31日(金)までに

郵送による提出の場合は、1月31日(金) 必
着となるよう、ご協力をお願いします。

【固定資産税に関する申告書】

◇ 償却資産申告書

固定資産税の対象となる償却資産（土地・
家屋および無形減価償却資産を除く）の所有
者は、1月1日現在の資産を1月31日(金)ま
でに申告してください。（申告用紙が届いてい
ない事業所はご連絡ください。）

◇ 家屋異動申告書

平成25年中に、家屋を取り壊された方や家
屋の用途を変更された方は「家屋異動申告書」
を提出してください。

◇ 住宅用地申告書

平成25年中に、土地を新たに住宅の用に供
したり、住宅の用に供していた土地を住宅以
外の用に供した場合など、住宅用地の利用状
況に異動があった場合には、1月31日(金)ま
でに「住宅用地申告書」を提出してください。

また、住宅に係る家屋の用途を変更された
場合も申告が必要です。

詳しくは、市税務課固定資産税担当（TEL 32・2115 / FAX 33・3401）
まで。

【個人住民税に関する報告書】

◇ 給与支払報告書

給与の支払いをする事業所（者）は、平成
25年中の給与所得その他必要な事項を「給与
支払報告書」に記入し、給与の支払いを受け
ている者の平成26年1月1日現在の住所地の
市町村に、1月31日(金)までに提出すること
となっています。

詳しくは、市税務課市民税担当（TEL 32・
3821 / FAX 33・3401）まで。

申告相談会場は アステイとくしま

【期間】

1月27日(月)～3月17日(月)
※土・日・祝日を除く。ただし、
2月23日(日)および3月2日
(日)は、確定申告の相談・申告
書の受付を行います。

【会場】

アステイとくしま
3階第2特別会議室
(徳島市山城町東浜傍示1)

【受付時間】

午前9時～午後4時

※午後4時以降は、受付できま
せん。

【注意事項】

☆同期間は、徳島税務署庁舎
内に申告相談会場を設けて
おりません。

☆アステイとくしまの駐車場
は、有料（1日200円）
となります。ご理解とご協
力をお願いします。



公的年金を受給 されている方へ

公的年金などの収入金額の
合計額が4百万円以下で、か
つ、公的年金などに係る雑所
得以外の所得金額が20万円
以下である場合は、所得税及
び復興特別所得税の確定申告
をする必要はありません。
ただし、所得税及び復興特
別所得税の還付を受ける方、
確定申告書を提出することが

要件とされている特例を受け
られる方は、確定申告書の提
出が必要です。

また、所得税及び復興特
別所得税の確定申告が必要ない
場合であっても、住民税の
申告が必要な場合があります。
住民税に関する詳しいことは、
市税務課市民税担当（TEL 32・
3821）までお尋ねくださ
い。

詳しくは、徳島税務署（TEL 088・622・4131）
または国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）
をご覧ください。